

○八王子市企業立地支援条例

平成16年3月8日

条例第5号

改正 平成18年12月18日条例第55号 平成21年3月27日条例第11号

平成26年3月27日条例第14号 平成29年6月27日条例第21号

(題名改称)

平成31年3月27日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、企業立地促進地域への積極的な企業等の立地を支援し、産業系用地の有効活用を促進し、製造業の事業高度化を促進し、及び市内小規模事業者による事業施設の立地を支援するための必要な措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地促進地域 企業の集積を図るために特に重要であると認められる地域をいう。
- (2) 企業等 営利事業を目的とする法人又は営利事業を営む個人をいう。
- (3) 事業施設 工場、研究所、店舗、事務所、その他事業の用に供する施設をいう。
- (4) 貸し施設 企業立地促進地域において、事業施設の主たる部分について有償又は無償での貸与等により第三者に使用権原を付与することを目的として、建設、購入、賃借等して使用権原を取得した施設をいう。
- (5) 新設 市内に事業所を有しない企業等が新たに事業施設を設置すること又は市内に事業所を有する企業等が事業施設を設置すること(次号に規定する拡張を除く。)若しくは事業施設の全部を移転することをいう。
- (6) 拡張 事業施設を有する企業等が当該事業施設の敷地内又は当該敷地に隣接する土地に事業施設を拡充することをいう。
- (7) 開発・生産設備 中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)が、製造業(日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に規定する製造業をいう。以下同じ。)に係る開発又は生産のために設置する償却資産をいう。

(8) 市内小規模事業者 市内において継続して10年以上操業している企業等のうち、市規則で定める要件を満たすものをいう。

(9) 産業系用地 事業施設若しくは貸し施設の敷地又は事業施設若しくは貸し施設の立地を目的として整備された土地をいう。

(企業立地促進地域)

第3条 企業立地促進地域の種別及び名称は別表のとおりとし、その区域は市長が告示する。

(産業系用地所有者の役割)

第4条 企業立地促進地域に産業系用地を所有する者は、企業等の立地を支援する市の施策に協力し、当該土地を産業系用地として引き続き利用するよう努めるものとする。

(支援措置)

第5条 市長は、第1条に定める目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 企業立地促進地域において、次に掲げる事業施設の新設及び拡張を促進し、産業系用地の有効活用の促進に努め、又は次のアの施設を営む企業等の事業高度化を促進する事業

ア 製造業の用に供する施設及びこれに附属する施設

イ 商業（日本標準産業分類に規定する卸売業・小売業のうち小売業のみをいう。以下同じ。）の用に供する施設及びこれに附属する施設

ウ 物流系産業（法人又は個人に対する物資の保管、物流加工、仕分け、発送等を主たる業務とする産業をいう。以下同じ。）の用に供する施設及びこれに附属する施設

エ 宿泊業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）の用に供する施設及びこれに附属する施設

オ 業種を問わず、自らの事業に必要な事務処理のために使用する施設及びこれに附属する施設（以下「事務所」という。）

(2) 市内小規模事業者の市規則で定める地域における新設及び拡張を支援し、市内の産業集積を維持する事業

2 市長は、前項の事業を推進するために、次条第2項の規定により指定を受けた企業等（以下「指定事業者」という。）に、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 企業立地・雇用促進奨励金

- (2) 市内企業立地継続奨励金
- (3) 貸し施設設置奨励金
- (4) 産業系用地確保奨励金
- (5) 開発・生産設備設置奨励金
(指定事業者の指定)

第6条 前条第2項に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする企業等は、市規則で定めるところにより、市長に対し、あらかじめ指定事業者の指定の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めたときは、指定事業者の指定を行うものとする。この場合において、市長は、条件を付することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定事業者の指定の申請に必要な事項については、市規則で定める。

(指定事業者の要件等)

第7条 指定事業者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (2) 事業施設において行う事業が、当該事業施設の周辺の環境の悪化をもたらすものでないこと。
- (3) 国、東京都、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する法人をいう。）による出資を受けていないこと。
- (4) 事業施設及び事業内容が、立地の際に適用を受ける法令等に適合していること。
- (5) 事業施設が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業の用に供する施設でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する活動を行う者でないこと。
- (7) 許認可が必要な事業を行う場合、当該事業の実施に必要な許認可又は資格を有していること。

- 2 前項に定めるもののほか、指定事業者の指定の要件として必要な事項については、市規則で定める。

(指定事業者の責務)

第8条 指定事業者は、当該事業施設において、従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めるものとする。

2 指定事業者は、当該事業施設の周辺の環境その他の地域のまちづくりに配慮し、協力しなければならない。

3 指定事業者は、産業の振興に関する市の施策等への協力に努めるとともに、地域住民と連携し、文化的、教育的な活動等を通じて地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

(奨励金の交付)

第9条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、市規則で定めるところにより、市長に対し、奨励金の交付の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、調査等を行い、適当と認めるときは、奨励金の交付の決定を行うものとする。この場合において、市長は、条件を付することができる。

3 前2項に定めるもののほか、奨励金の交付の要件その他必要な事項については、市規則で定める。

(変更申請)

第10条 指定事業者は、指定事業者の指定の申請又は奨励金の交付の申請の内容を変更しようとするときは、市規則で定めるところにより、市長に対し、変更の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは、変更を承認するものとする。この場合において、市長は、既に付した条件を追加し、取り消し、又は変更することができる。

3 前2項に定めるもののほか、指定事業者の指定の申請又は奨励金の交付の申請の内容変更の申請その他必要な事項については、市規則で定める。

(指定事業者の指定等の取消し等)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 企業立地・雇用促進奨励金、市内企業立地継続奨励金又は貸し施設設置奨励金の交付を受けた指定事業者の指定に係る事業施設又は貸し施設の稼働開始後、6年以内にこれを廃止し、又は休止したとき。

(2) 指定事業者の指定に係る事業施設若しくは貸し施設の稼働開始が、稼働開始予定日

より著しく遅延したとき、又は開発・生産設備設置奨励金に係る開発・生産設備の稼働開始日が著しく遅延したとき。

- (3) 指定事業者の指定の要件を欠くに至ったとき。
- (4) 奨励金の交付の要件を欠くに至ったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (6) 指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定に際し付した条件に違反したとき。
- (7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

第12条 合併、営業譲渡その他の事由により指定事業者の地位を承継しようとする企業等は、市規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(報告等)

第13条 市長は、指定事業者に対し、必要と認める事項について、報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効前に第6条第2項の規定による指定事業者の指定を受けたときのこの条例の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成18年12月18日条例第55号)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の八王子市いきいき企業支援条例第6条第1項の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る立地促進奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月27日条例第11号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公

布の日から施行する。

- 2 この条例による改正前の八王子市いきいき企業支援条例第6条第1項の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る立地促進奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の八王子市いきいき企業支援条例第6条第1項の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

（八王子市いきいき企業支援奨励金交付準備基金条例の改正）

- 3 八王子市いきいき企業支援奨励金交付準備基金条例（平成24年八王子市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="438 483 783 544"><u>八王子市企業立地支援奨励金交付準備基金条例</u></p> <p data-bbox="392 548 464 577">(設置)</p> <p data-bbox="365 582 791 795">第1条 <u>八王子市企業立地支援条例</u>(平成16年八王子市条例第5号。以下「支援条例」という。)の規定に基づき指定事業者に交付する奨励金の資金に充てるため、<u>八王子市企業立地支援奨励金交付準備基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p data-bbox="871 483 1206 544"><u>八王子市いきいき企業支援奨励金交付準備基金条例</u></p> <p data-bbox="825 548 896 577">(設置)</p> <p data-bbox="798 582 1224 795">第1条 <u>八王子市いきいき企業支援条例</u>(平成16年八王子市条例第5号。以下「支援条例」という。)の規定に基づき指定事業者に交付する奨励金の資金に充てるため、<u>八王子市いきいき企業支援奨励金交付準備基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則（平成29年6月27日条例第21号）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の八王子市企業立地支援条例第6条第1項の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日条例第16号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	名称
製造業	東浅川工業団地地区 狭間工業団地地区 八王子繊維工業団地地区 下恩方工業団地地区 美山工業団地地区 北野工業団地地区 北八王子工業団地地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区 上記の地区を除いた市の区域内に存する工業・準工業地域の地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域で、八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和59年八王子市条例第34号）第2条に規定する地区整備計画区域のうち、同条例別表第2（い）欄に掲げる建築してはならない建築物に、工場又は研究所の全部又は一部を含まない当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区
商業	中心市街地地区 南大沢センター地区 八王子みなみ野駅周辺地区

	圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区
物流系産業	北野工業団地周辺地区 北八王子工業団地周辺地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区
宿泊業	中心市街地地区
事務所	中心市街地地区 南大沢センター地区 八王子ニュータウン地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区

